

# 公務員制度改革をめぐる教職員組合のたたかいの課題

—— どうする長時間過密労働、どうなる教職員の労働基本権、定年制 ——

全教生権局 蟹澤昭三

はじめに …… 働き方の原点を考えよう ―世界の労働者のたたかいの歴史と日本の労働者―

- ① ILO第1号条約 …… 労働者の労働時間は1日8時間、1週48時間を超えてはならない、ときめた有名な条約、1919年制定。

1935年の第47号条約では、労働時間を1週40時間に短縮することを定めています。この条約が採択された当時は各国とも深刻な不況にあえぎ、このため多くの労働者が失業の巷に放り出され、非常な社会問題を引き起こしていました。このような状態をできるだけ緩和するために、1週の労働時間を40時間に短縮することを目的としたものです。この条約を批准する国の政府は1週の労働時間を40時間に短縮しても労働者の生活水準の低下を伴わない、という原則を認めて、この目的の達成のために必要な措置をとるように求められています。（日本はすべて未批准）

- ② 労働基準法第32条は労働者にとっての最低基準 …… 1日8時間、1週40時間労働制  
「第1の8時間は仕事のために、第2の8時間は休息のために、そして残りの8時間は、おれたちの好きなことのために」をめざしてたたかわれたメーデー<sup>1</sup>

## 1. 教職員の働き方を改善していくための2つの視点

- ① 教職員の恒常的な長時間過密労働を解消していくという視点

### 愛知県における病気休職者および精神性疾患者の推移について

|        | 2001年度 | 2002年度 | 2003年度 | 2004年度 | 2005年度 | 2006年度 | 2007年度 | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 病気休職者数 | 227    | 237    | 246    | 286    | 319    | 316    | 320    | 329    | 301    | 283    |
| うち精神疾患 | 116    | 129    | 133    | 161    | 192    | 195    | 185    | 204    | 182    | 166    |
| 精神疾患率  | 51.1%  | 54.4%  | 54.1%  | 56.3%  | 60.2%  | 61.7%  | 57.8%  | 62.0%  | 60.5%  | 58.7%  |

### 名古屋市における病気休職者および精神性疾患者の推移について

|        | 2001年度 | 2002年度 | 2003年度 | 2004年度 | 2005年度 | 2006年度 | 2007年度 | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 病気休職者数 | 85     | 66     | 100    | 104    | 105    | 143    | 135    | 127    | 128    | 111    |
| うち精神疾患 | 41     | 36     | 59     | 64     | 70     | 96     | 92     | 91     | 91     | 82     |
| 精神疾患率  | 48.2%  | 54.5%  | 59.0%  | 61.5%  | 66.7%  | 67.1%  | 68.1%  | 71.7%  | 71.1%  | 73.9%  |

<sup>1</sup> メーデーは、1886年5月1日に合衆国カナダ職能労働組合連盟（後のアメリカ労働総同盟、AFL）が、シカゴを中心に8時間労働制要求（8-hour day movement）の統一ストライキを行ったのが起源。当時は1日12時間から14時間労働が当たり前だった。日本では、1920年5月2日日曜日に第1回のメーデー（主催：友愛会 司会者：鈴木文治）が上野公園（現在の東京都台東区）で行われ、およそ1万人の労働者が「八時間労働制の実施」「失業の防止」「最低賃金法の制定」などを訴えた。

## ② 教職員の「労働時間」を規制するための団体協約を実現するという視点

### 1) 労働基準法における時間外労働に対する基本的な考え方

- ・ 「労働時間」をめぐる問題は、働く者にとっての中心的な労働条件です。一般に、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働をさせることはできません。法定の労働時間を超えて労働させる場合、または、法定の休日に労働させる場合には、あらかじめ労使で書面による協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署長に届け出ることが必要です。この協定のことを、労働基準法第 36 条に規定されていることから、通称「サブロク協定」といいます。時間外労働の上限を週や月ごとに決めたいうえで、時間外労働に対しては、平日 25%増、休日の場合は 35%増で賃金を支払うことになります。 ← 使用者へのペナルティ

### 2) 教職員の場合は

- ・ 「公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下、給特法)が時間外勤務手当と休日給の制度を適用除外にしたために、こうした労働時間を規制する仕組みがありません。
- ・ 給特法は、「時間外勤務手当・休日給を支給せず、勤務時間の内外を問わず、包括的に評価する教職調整額(基本給の 4%)」を法定。・・・これは時間外手当に換算すると月 8 時間
- ・ 時間外勤務を命ずる場合は「限定 4 項目」<sup>2</sup>に限られ、しかもその場合であっても「臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る」
- ・ 給特法が今のままでは、恒常的な長時間過密労働に歯止めをかけるための団体協約(例えば 1 ヶ月の時間外勤務の上限規制など)を実現することはできません。

## 2. 給特法の限界

### ① マスコミも指摘

- ・ 2007 年 6 月、連合通信は、「学習が遅れがちな児童への指導や給食指導で、『トイレに行くのもやっと』という小学校教師や、生徒指導や進路指導に追われ、正月返上で入試書類や試験問題を作ると書いた中学校教師など、所定時間内では到底終わらない」という一日の仕事ぶりにふれながら「過重労働の背景には、公立学校教師の給与を定めた法律が、超過勤務を原則として認めていないため、現実に対応できないでいる」と指摘。
- ・ 2011 年 4 月、内外教育は、「教員の多忙化が指摘され始めて既に久しい。この状況を見る限り、時間外勤務手当・休日給を支給せず、勤務時間の内外を問わず、包括的に評価する教職調整額のシステムは、制度疲労に陥っている」と報道。

### ② 給特法の原則と問題点

- ・ 給特法の原則は、「教員には時間外労働はさせない」ということ。
- ・ 仮に時間外勤務を命ずる場合も「限定 4 項目」に限られ、しかもその場合であっても「臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る」こと。
- ・ 原則は、「学校長が勤務の割振りを適正に行なって教員に時間外勤務をさせない」ことであり、割振りにあたっては「適切な配慮・考慮などをすることと、回復措置をとること」。

---

<sup>2</sup> 教員については原則として時間外勤務を命じないこととし、命じる場合は、(1) 生徒の実習に関する業務、(2) 学校行事に関する業務、(3) 教職員会議に関する業務、(4) 非常災害等のやむを得ない場合の業務の 4 項目に限定しています。

- ・ 教職員がおかれている恒常的な長時間過密労働の実態は、「自発性にもとづく仕事」だけで  
すか？

→ 2008 年 9 月、文科省の「学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議」の「審議のまとめ」では、教職員の時間外労働の実態を「実質的には義務的で不可欠な業務でありながら、制度上は自発性に基づくものとして整理され」としていると指摘。

※ 4%の教職調整額の支給によって、青天井になっている時間外労働を、管理職がまったく規制しようとしなないことが実態として蔓延しているということ。

※ 文科省は「審議のまとめ」で「現行制度の下では、実態として月々の給与を支給する上で管理職が部下である教員の時間外勤務の状況やその時間数を把握する必要に迫られることが少ない。また、これが、教員には労働基準法第 37 条が適用除外となっているだけであるにもかかわらず、労働基準法による労働時間に係る規制が全て適用除外されており、管理職は教員の時間外勤務やその時間数を把握する必要はないという誤解が生じている」と指摘。

### 3. 給特法改正の方向

#### <時間外勤務についての基本的な考え方>

- ① 時間外勤務は、あくまでも「公務のため臨時又は緊急の必要がある場合」と定められており、例外的な勤務です。そのため、慢性的超過勤務を解消する業務の縮減と教職員定数増が不可欠です。
  - ② 時間外勤務の実態に見合う必要な予算を確保することと学校職場にふさわしい時間外勤務手当制度を確立することです。これがなければ、違法なサービス残業が放置されることになります。また、教職員自身の判断で即座に対応しなければならない生徒指導上の対応や緊急の打ち合わせ等が頻繁にある以上、時間外勤務手当支給の手続は、事後確認を基本とします。管理職が、勤務時間把握を通じて、教育内容に介入・干渉することがあってはなりません。
  - ③ 教職員の健康および福祉を害しないように、時間外勤務の上限を設定するとともに、特定の教職員への仕事の偏りをなくし、健康状態などに十分配慮することが大切です。

給特法の改正を要求していくうえで、とりわけ重要なのは②の具体化。

#### <給特法改正にむけた具体的要求事項>

- ① 法律の名称を「教育職員の労働時間の適正な管理と給与等に関する法律」に改正すること。
- ② 超過勤務禁止規定（6 条 1 項）は、そのまま残すこと。（例外規定は、現行の「限定 4 項目」に限定し、拡大しないこと）  
これは、重要な根本原則です。時間外勤務自体が、あくまでも例外的な働き方であることを明文化し、引き続き法定させます。
- ③ 法律で、管理者に教育職員の労働時間を管理する義務があることを明記すること。
- ④ 法律および条例で、限定 4 項目の場合も含め、「教育職員の実労働時間は、1 週〇〇時間を

超えてはならない」等の規定を設けること。

④の上限規制については、2006年の教員勤務実態調査における時間外労働の平均が年間で766時間（持ち帰り仕事を含む）であり、一方、人事院がガイドラインとしている時間外労働の年間上限は720時間（国会関係や予算折衝など）となっています。厚生労働省では、残業が1ヶ月45時間を超えることを「過労死危険性ライン」としていますから、土日も含めた週の労働時間の上限は50時間20分（残業上限時間は週10時間20分）と考えることもできます。なお、人事院のいう年間720時間を上限と考える場合は、週の労働時間の上限は52時間30分（残業上限時間は週13時間45分）になります。こうしたこともふまえて、今後検討していきます。

- ⑤ 実労働時間が法定労働時間（週38時間45分）を超えた場合には、労働基準法37条に準じて計算した賃金を支払う旨の規定を設けること。

⑤の場合に支払う賃金は、労基法上の時間外・休日手当と同じものとは位置づけず、現実に労働した時間に対する事後的な精算という性格の賃金として要求します。これは、労基法上の時間外・休日手当となれば、形式上とはいえ事前の超勤命令という形をとらざるをえず、そうしたものではありません。子どもの日常が中心にある教育活動にはなじまないものと考えからず、

- ⑥ 勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として支給されている教職調整額については、現実に勤務した時間に対する事後的な精算という性格の賃金の一部支給と見て、これを超える時間外労働があった場合には精算すること。

⑥では、具体的な事後清算の仕方を法定させます。常任弁護団の提言では、教職調整額を事実上の本給と考え、時間外割増手当は別途清算する考え方も示されましたが、「勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として支給されている」教職調整額と時間外勤務手当との併給は、制度としての現実性に乏しいといわざるを得ません。一方、教職調整額の4%を現行どおりに本給扱いとして全員を対象に支給させ、発生した時間外勤務に対しては、4%分を上回る金額を後日清算させる仕方は、併給とはならないために制度化が可能と考えます。事実、民間企業において「管理職手当」を超える時間外労働が認められる場合には、実労働時間で計算した時間外手当と「管理職手当」との差額を支払わせるという取り扱いが定着しています。また、国立大学から独立行政法人への移行に伴い、教職員の賃金について、これと同様の取り扱いを定めた例もあります。

#### 4. 給特法改正運動をすすめるため、教職員の働き方の可視化をすすめよう

- ① 2006年文科省による教員実態調査（40年ぶり）

- ・ 2006年7月から12月までの6ヵ月間、全都道府県65,628名の教職員の抽出調査
- ・ 単純平均で小学校教諭が平日の残業時間1時間26分と持帰り37分、中学校教諭で1時間56分と持帰り22分、高校教諭（全日制）で1時間44分と持帰り29分

→ 1ヶ月あたり、40時間を超える残業と20時間を超える持帰り仕事という勤務実態

- ② 全教「勤務実態調査2012」の実施

- ・ 10年ぶりに実施する全教としての勤務実態調査。全教組織のあるすべての都道府県で実施して、長時間過密労働の実態を社会的に可視化する運動づくりへ・・・ご協力よろしく！

## 5. 労働基本権をめぐるさまざまな問題 —協約締結権の運動をすすめよう—

### ① 政府の想定している日程

1)国会での審議は2012年の通常国会以降。成立すると、2013年度内に人事院は廃止。

法律の施行は、2013年10月以降。並行して、2013年4月には公務員庁と人事公正委員会が新設。2014年度から協約締結にむけた交渉開始。

※ 不安定な現政権の下で法案成立が遅れる可能性もあるが、それは私たちにとっての運動期間が延びるというだけのこと。

### ② 要求の多数派を職場から

1)職場には、多くの未組合員や他組織に加入している教職員も存在

← 職場協約締結をして、教職員の勤務条件を前進させていくことは、教育条件を前進させること。職場の中での要求アンケートや討議を、全教が中心になってすすめていくことで、職場の要求確立を。**長時間過密労働に歯止めとなる協約締結を！**

← 「分会会議の開催、要求集約、要求書提出、校長交渉・協議の実施、分会ニュースの発行」などの原則的な組合活動の推進が軸

※ 全教の分会には1人2人の少数分会が多数。職場での要求と「つながり」をなによりも大事にしながら、支部・単組、都道府県段階での団体協約の履行を校長にさまざまな機会に求めるとともに、支部・単組の応援も受けながら、直面する課題ごとに校長との交渉を粘り強く重ねていくことが重要です。

### ③ 職場・県段階・中央での協約締結

1) 学校単位で、学校管理に責任を負う学校長と分会の団体交渉（職場交渉）と協約締結は重要

→ 学校管理にかかわる多くの権限をもっている学校長と分会との団体交渉による協約締結は、現場レベルでの労使関係・労使ルールを形成する重要な意味。

※ 学校長が協約締結を拒否することは、自らの権限を否定することになる。「勤務場所を離れての研修等の承認」「労働時間の制限」「時間外勤務の特例」「休憩時間・休日」「産前・産後の就業制限」「育児時間中の使用制限」「生理休暇」「公民権行使の保障」「勤務時間管理」「安全配慮」などは、法にもとづく校長としての職務。

※ 学校長との交渉・協約締結における視点としては、対立関係ですすめるのではなく、共同して学校づくり、教職員が健康で働き続けられる環境づくりをめざすことが基本になります。(Ex. 滋賀でのとりくみ)

2) 具体的には、①勤務時間の割振り（割振り変更や休憩時間も）、②安全衛生の具体化、③分会活動にかかわる問題、の3点が職場における協約課題。

### ④ 「教員の地位に関する勧告」に沿った交渉・協議の重要性

1) 教育政策のあり方については、教職員組合としての「意見表明」が認められ、各段階における当局との「協議」と「交渉」の場が明確に位置づけられることが重要

※ 日本においては協議・交渉によって決定を変更するという「組織文化の変更が必要である」CEART 勧告(2008.12.8)

2)参加と共同の学校づくりを積極的にすすめていくなかで、「教員の地位に関する勧告」が要請している教育目的やそれを実現していくための諸原則を積極的に広げていくことは、教職員の労働基本権回復への共同をすすめることに。

3)国際的には「あたりまえ」とされている水準<sup>3</sup>に、日本が少しでも近づいていくことが、子ども

---

<sup>3</sup> ILO 87 号条約（日本政府は1965年批准、批准国150カ国）では、事前の許可を受けることなく団体を設立す

たちにとっての教育を前進させていくことを見すえたとりくみを。

⑤ 教員の働き方の国際基準は？ …… EI加盟でさらに運動に推進力を！

- ・ 2011年7月に南アフリカ共和国において開催された教育インターナショナル（EI）第6回世界大会では、「万人のための質の高い教育を通じて将来を築く」とする政策文書を決定。
- ・ 2000年の「万人のための教育目標」（ダカール宣言）と国連ミレニアム開発目標の達成にとって国際連帯が不可欠であること、教育の商品化、市場化により、能力別クラス、カリキュラムの改変、業績評価制度の導入などをすすめる新自由主義政策に反対し、教育の機会均等や質の高いサービスなどの実現のために教育予算をGDP比6%以上にすること、そのために軍事費を削減することを各国政府に求めています。
- ・ 全労連は、グローバル化のもとで、一国のみの枠組みでは解決できない問題が多くなってきている情勢もふまえ、2006年の第22回定期大会で、「新たな国際組織への加盟問題について検討を開始する」ことを決定。

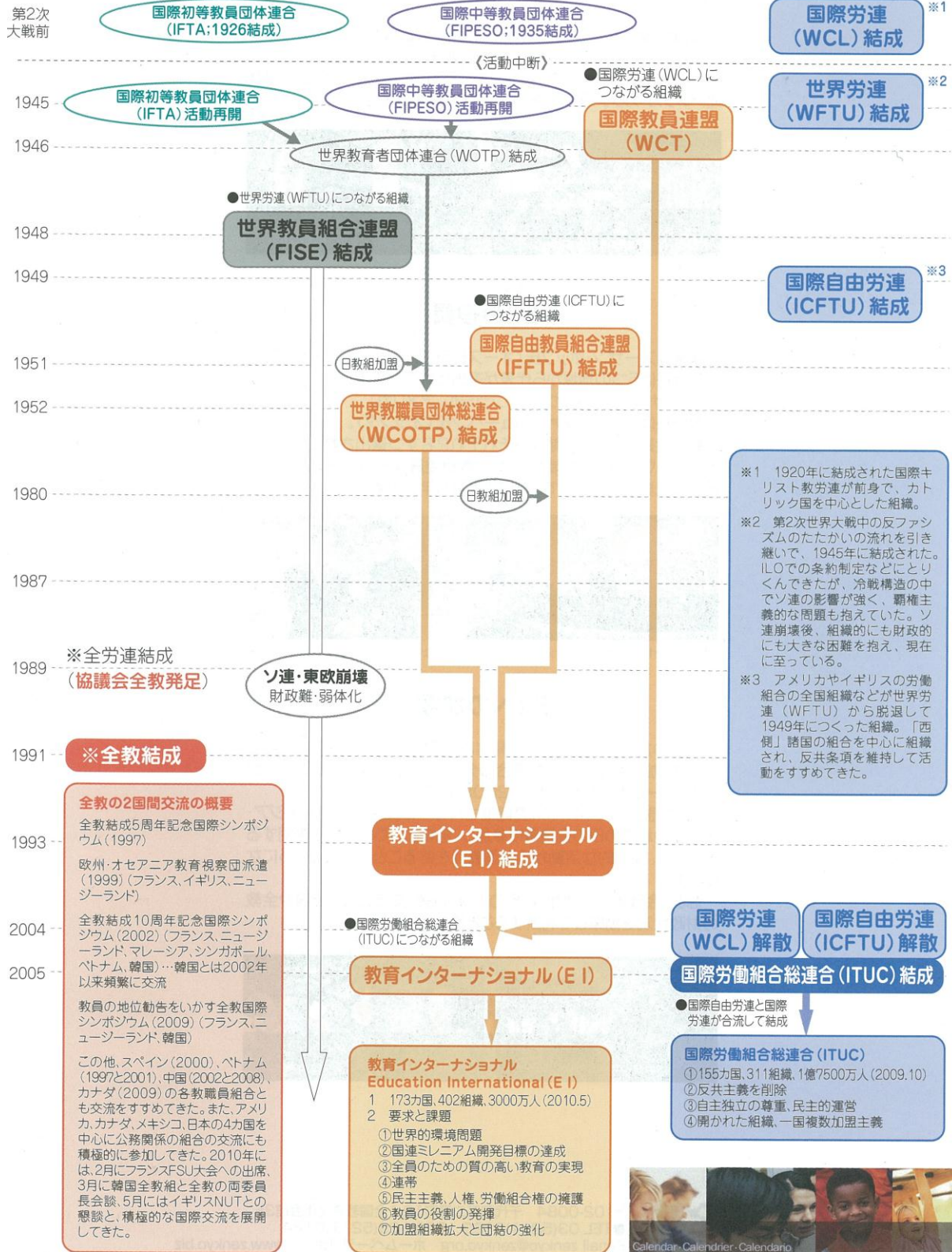
日本とフィンランド・スコットランド・イギリスの教員の違い

|         | 学校を出る時刻 | 週の勤務時間  | 休憩時間  | 就寝時間   | 夏季休暇  |
|---------|---------|---------|-------|--------|-------|
| 日 本     | 午後7時32分 | 55時間30分 | 19.9分 | 23時25分 | 5.7日  |
| フィンランド  | 午後3時29分 | 31時間20分 | 45.7分 | 22時42分 | 63.2日 |
| スコットランド | 午後5時10分 | 38時間00分 | 49.6分 | 22時55分 | 36.2日 |
| イギリス    | 午後5時36分 | 42時間30分 | 44.7分 | 22時40分 | 29.7日 |

（出所）2007－2008年度「教職員労働国際比較研究」：2010年教育総研報告書より

る権利等が、ILO 98 号条約（日本政府は 1953 年批准、批准国 160 カ国、公務員は除外）では、自主的な交渉による労働協約締結の促進などが定められている。

# 国際教職員組合の歴史と系譜



【資料】

教員の授業時間数および勤務時間数(2009年) ―OECDインジケータ2011年版

1 学年あたりの授業週数、授業日数、授業時間数、勤務時間数

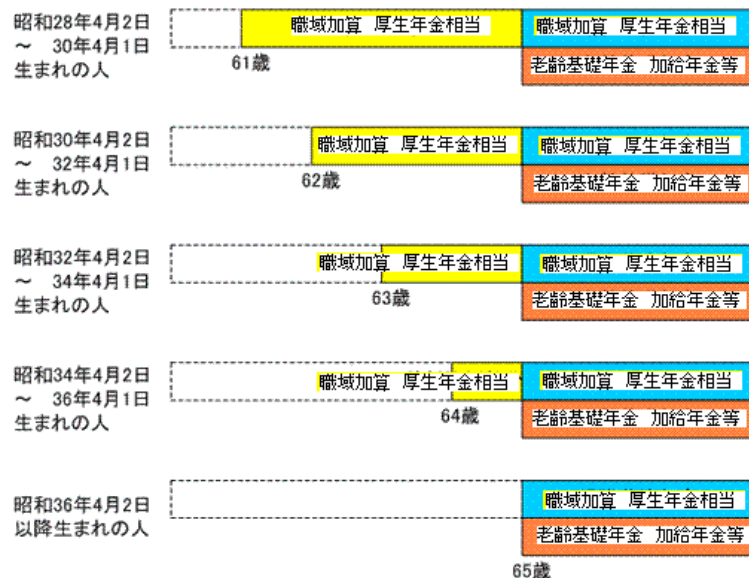
|            | 授業日数            |                |                             | 学校内勤務時間 |                |                             | 法定勤務時間の合計 |                |                             |      |
|------------|-----------------|----------------|-----------------------------|---------|----------------|-----------------------------|-----------|----------------|-----------------------------|------|
|            | 初等教育            | 前<br>期<br>中等教育 | 後<br>期<br>中等教育<br>(普通プログラム) | 初等教育    | 前<br>期<br>中等教育 | 後<br>期<br>中等教育<br>(普通プログラム) | 初等教育      | 前<br>期<br>中等教育 | 後<br>期<br>中等教育<br>(普通プログラム) |      |
|            | (4)             | (5)            | (6)                         | (10)    | (11)           | (12)                        | (13)      | (14)           | (15)                        |      |
| OECD加盟国    | オーストラリア         | 197            | 197                         | 193     | 1201           | 1204                        | 1186      | a              | a                           | a    |
|            | オーストリア          | 180            | 180                         | 180     | a              | a                           | a         | 1776           | 1776                        | a    |
|            | ベルギー (フランダース語圏) | 178            | 179                         | 179     | 926            | a                           | a         | a              | a                           | a    |
|            | ベルギー (フランス語圏)   | 183            | 183                         | 183     | a              | a                           | a         | a              | a                           | a    |
|            | カナダ             | m              | m                           | m       | m              | m                           | m         | m              | m                           | m    |
|            | チリ              | 191            | 191                         | 191     | 1760           | 1760                        | 1760      | 1760           | 1760                        | 1760 |
|            | チェコ共和国          | 189            | 189                         | 189     | a              | a                           | a         | 1664           | 1664                        | 1664 |
|            | デンマーク           | 200            | 200                         | 200     | 648            | 648                         | 377       | 1680           | 1680                        | 1680 |
|            | イギリス            | 190            | 190                         | 190     | 1265           | 1265                        | 265       | 1265           | 1265                        | 1265 |
|            | エストニア           | 175            | 175                         | 175     | 1540           | 1540                        | 1540      | a              | a                           | a    |
|            | フィンランド          | 188            | 188                         | 188     | a              | a                           | a         | a              | a                           | a    |
|            | フランス            | m              | m                           | m       | a              | a                           | a         | a              | a                           | a    |
|            | ドイツ             | 193            | 193                         | 193     | a              | a                           | a         | 1775           | 1775                        | 1775 |
|            | ギリシャ            | 177            | 157                         | 157     | 1140           | 1170                        | 1170      | a              | a                           | a    |
|            | ハンガリー           | 181            | 181                         | 181     | a              | a                           | a         | 864            | 864                         | 864  |
|            | アイスランド          | 176            | 176                         | 171     | 1650           | 1650                        | 720       | 1800           | 1800                        | 1800 |
|            | アイルランド          | 183            | 167                         | 167     | 1036           | 735                         | 735       | a              | a                           | a    |
|            | イスラエル           | 183            | 176                         | 176     | 1069           | 802                         | 704       | a              | a                           | a    |
|            | イタリア            | 172            | 172                         | 172     | a              | a                           | a         | a              | a                           | a    |
|            | 日本              | 201            | 201                         | 198     | a              | a                           | a         | 1899           | 1899                        | 1899 |
|            | 韓国              | 220            | 220                         | 220     | a              | a                           | a         | 1680           | 1680                        | 1680 |
|            | ルクセンブルグ         | 176            | 176                         | 176     | 900            | 828                         | 828       | a              | a                           | a    |
|            | メキシコ            | 200            | 200                         | 172     | 800            | 1167                        | 971       | a              | a                           | a    |
|            | オランダ            | 195            | m                           | m       | a              | a                           | a         | 1659           | 659                         | 659  |
|            | ニュージーランド        | m              | m                           | m       | m              | m                           | m         | m              | m                           | m    |
|            | ノルウェイ           | 190            | 190                         | 190     | 1300           | 1225                        | 1150      | 1688           | 1688                        | 1688 |
|            | ポーランド           | 181            | 179                         | 180     | a              | a                           | a         | 1480           | 1464                        | 1472 |
|            | ポルトガル           | 175            | 175                         | 175     | 1289           | 1289                        | 1289      | 1464           | 1464                        | 1464 |
|            | スコットランド         | 190            | 190                         | 190     | a              | a                           | a         | 1365           | 1365                        | 1365 |
| スロバキア共和国   | 187             | 187            | 187                         | m       | m              | m                           | 1560      | 1560           | 1560                        |      |
| スロベニア      | 190             | 190            | 190                         | a       | a              | a                           | a         | a              | a                           |      |
| スペイン       | 176             | 176            | 171                         | 1140    | 1140           | 1140                        | 1425      | 1425           | 1425                        |      |
| スウェーデン     | a               | a              | a                           | 1360    | 1360           | 1360                        | 1767      | 1767           | 1767                        |      |
| スイス        | m               | m              | m                           | m       | m              | m                           | m         | m              | m                           |      |
| トルコ        | 180             | a              | 180                         | 870     | a              | 756                         | 1808      | a              | 1808                        |      |
| アメリカ合衆国    | 180             | 180            | 180                         | 1381    | 1381           | 1378                        | 1913      | 1977           | 1998                        |      |
| OECD 平均    | 186             | 185            | 183                         | 1182    | 1198           | 1137                        | 1665      | 1660           | 1663                        |      |
| EU加盟21カ国平均 | 184             | 181            | 181                         | 1124    | 1108           | 1078                        | 1596      | 1594           | 1580                        |      |
| OECD非加盟国   | アルゼンチン          | 170            | 171                         | 171     | m              | m                           | m         | m              | m                           | m    |
|            | ブラジル            | 200            | 200                         | 200     | 800            | 800                         | 800       | 800            | 800                         | 800  |
|            | 中国              | 175            | 175                         | 175     | m              | m                           | m         | m              | m                           | m    |
|            | インド             | m              | m                           | m       | m              | m                           | m         | m              | m                           | m    |
|            | インドネシア          | 251            | 163                         | 163     | m              | m                           | m         | m              | m                           | m    |
|            | ロシア連邦           | 164            | 169                         | 169     | a              | a                           | a         | a              | a                           | a    |
|            | サウジアラビア         | m              | m                           | m       | m              | m                           | m         | m              | m                           | m    |
| 南アフリカ      | m               | m              | m                           | m       | m              | m                           | m         | m              | m                           |      |

資料：OECD、ユネスコ。表中の省略記号については、a＝制度がないため該当するデータがない、m＝データが得られない。

## 6. 定年延長についての意見の申出の主な内容 …… 問題の本質は「年金制度の大改悪」

### (1) 定年年齢の引上げについて

※ 2013 年度から 3 年に 1 歳ずつ段階的に定年を引き上げ、2025 年度には 65 歳定年。(下図参照)



### (2) 60 歳を超える職員の給与について

※ 60 歳を超える職員の年間給与について、60 歳に達した日の属する年度の翌年度から、60 歳前の 70% となるよう制度を設計。

※ 俸給月額については、60 歳を超える職員の生活を支える重要な基盤であることから 60 歳前の 73%。また、60 歳を超える職員は昇給しない。

※ 一時金の年間支給月数は 3.00 月分 (期末手当：6 月期 0.775 月分、12 月期 0.875 月分)  
(勤勉手当：6 月期及び 12 月期ともに 0.675 月分)

※ 管理職手当や義務教育等教員特別手当等は 60 歳時点の 73%  
教職調整額や地域手当等は給料月額に連動、扶養手当、住居手当等は 60 歳前と同額

※ 60 歳を超えた特例定年適用の職員 (行 (二) 労務職員等) には、一定の経過措置。

### (3) 定年前短時間勤務制について

※ 多様な働き方を可能とするため、60 歳以降の職員が希望する場合、通常より短い勤務時間で勤務させることができるよう措置。

※ 勤務時間は、現行の再任用短時間勤務職員と同様、週 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内

※ 俸給月額は、60 歳を超えるフルタイムの職員の俸給月額を勤務時間に応じて按分した額。諸手当の適用については、60 歳を超えるフルタイムの職員と基本的に同様

### (4) 役職定年制について

※ 本府省の局長、部長、課長等の一定の範囲の管理職が 60 歳に達した場合に他の官職に異動させることとする役職定年制を導入。

### (5) 再任用制度について

※ 再任用制度は、定年の段階的引上げ期間中における定年退職後、年金が満額支給される 65 歳までの間の雇用確保措置として、2025 年度までの間存置。

※ 再任用職員の俸給月額については、定年延長者との均衡を図るため、各職務の級の最高号俸の額の 73%

を上回らないようにすることを基本に改定。

- ・ 定年延長とセットで 60 歳以上の職員の賃金を年収で 7 割にまで引き下げ。職務・職責が変わらないにもかかわらず、60 歳になった時点で賃下げすることは年齢による賃金差別そのもの。また、65 歳まで働き続けられるか、という点では、短時間勤務制度に触れられているだけで、教職員定数のあり方や退職手当制度と水準の問題など、未解明の問題が多くあります。

## 7. 政府は「再任用制度」の拡充という検討方向

- ① 「政府は 15 日、年金支給開始年齢が 13 年度から段階的に 65 歳まで上がった際、定年（60 歳）を迎えた国家公務員に年金支給まで無収入になる人が出ないように、今月下旬に有識者会議を新設して対策を検討する方針を固めた。現行の『再任用制度』の採用基準の拡充を軸に検討し、原則として 65 歳まで働ける仕組みを構築する。」（毎日新聞 2/16）

- ② 都道府県によって差のある「再任用制度」の実態

- ③ 賃金水準は人事院の「意見の申出」よりさらに引き下げ！

再任用(フルタイム)の給与等について（期末・勤勉手当は、年間 2.35 月）

教育職(三)表 …… 小・中学校教員

①最高号俸 2-149 413,400 円  $413,400 \times 15.95 = 6,593,730 \cdots \cdots$ ⑤

②再任用給与(2 級) 274,200 円  $274,200 \times 14.35 = 3,934,770 \cdots \cdots$ ⑥

月例給比 ②／①＝66.3%

年収ベース ⑥／⑤＝59.7%

教育職 (二)表 …… 高校・障害児学校教員

①最高号俸 2-137 424,800 円  $424,800 \times 15.95 = 6,775,560 \cdots \cdots$ ③

②再任用給与(2 級) 277,500 円  $277,500 \times 14.35 = 3,982,125 \cdots \cdots$ ④

月例給比 ②／①＝65.3%

年収ベース ④／③＝58.8%

## 8. 定年制延長にむけた問題点

全教の基本要件は、以下のとおり。

- ① 教職員の実態が 60 歳まですら働きつづけられない状況にあることを踏まえ、教職員の年金支給開始年齢を 60 歳に戻すよう、関係機関に働きかけること。
- ② 教職員が定年まで働き続けるための環境をつくるために教職員定数増を図るとともに、60 歳を超えて働く教職員を定数から除外し、青年教職員の雇用確保をおこなうこと。当面、再任用制度で働く教職員を定数から除外すること。
- ③ 65 歳までの一律的「定年延長」でなく、自己選択を保障し、新たな短時間勤務制度など、教職員の高齢期と退職後の生活を保障するための賃金および退職手当の制度設計を検討すること。
- ④ 定年延長に伴う、60 歳までの賃金制度改悪はおこなわないこと。なお、61 歳以降は 60 歳時点を下回らないことを基本に、高齢期の生活を保障する賃金水準を確保すること。
- ⑤ 制度完成まで並行する現行再任用制度については、希望する教職員の再任用を保障すること。

これらの要求は、法案策定に向けて、引き続き総務省と文科省に対しての要求事項。

とりわけ、「意見の申出」において不十分な点として、

- ① 61歳以降の賃金水準の低さ
- ② 定員管理について関係省庁に丸投げしたあいまいさ
- ③ 退職手当制度の不透明さ、の3点。

- ・特に②③は、総務省（教職員定数については文科省）が所管する課題。
  - ・本当に65歳まで働き続けられる職場環境をつくるというなら、60歳を超えて働く教職員を定数外として位置づけることは重要な課題。当面、短時間勤務教職員を定数外に！
  - ・2013年度から3年に一度発生する「定年退職者ゼロ」の年度の翌年の新規採用者枠の確保の問題も重要。
- 最初に該当するのは、本年度の大学2年生と高校1年生。問題解決のためには、標準定数を上回って採用すること。国の責任として義務教育費国庫負担金の上積みが必要。

【資料】 定年年齢の延長スケジュールと年金支給開始年齢との相関関係

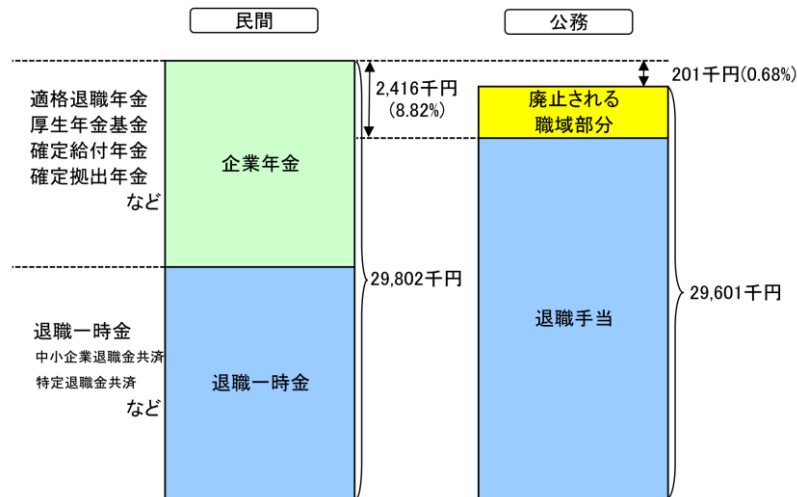
|                       |             | 定年<br>60歳 |      | 定年<br>61歳 |      |      | 定年<br>62歳 |      |      | 定年<br>63歳 |      |      | 定年<br>64歳 |      |      | 定年<br>65歳 |      |
|-----------------------|-------------|-----------|------|-----------|------|------|-----------|------|------|-----------|------|------|-----------|------|------|-----------|------|
| 生年月日                  | 年度          | 2011      | 2012 | 2013<br>※ | 2014 | 2015 | 2016<br>※ | 2017 | 2018 | 2019<br>※ | 2020 | 2021 | 2022<br>※ | 2023 | 2024 | 2025<br>※ | 2026 |
|                       | 年金支給<br>60歳 |           | ○    |           |      |      |           |      |      |           |      |      |           |      |      |           |      |
| 1952.4.2～<br>1953.4.1 | 年金支給<br>61歳 |           |      |           | ○    |      |           |      |      |           |      |      |           |      |      |           |      |
| 1953.4.2～<br>1954.4.1 |             |           |      |           |      | ○    |           |      |      |           |      |      |           |      |      |           |      |
| 1954.4.2～<br>1955.4.1 |             |           |      |           |      |      | ○         |      |      |           |      |      |           |      |      |           |      |
| 1955.4.2～<br>1956.4.1 | 年金支給<br>62歳 |           |      |           |      |      |           | ○    |      |           |      |      |           |      |      |           |      |
| 1956.4.2～<br>1957.4.1 |             |           |      |           |      |      |           |      | ○    |           |      |      |           |      |      |           |      |
| 1957.4.2～<br>1958.4.1 |             |           |      |           |      |      |           |      |      | ○         |      |      |           |      |      |           |      |
| 1958.4.2～<br>1959.4.1 | 年金支給<br>63歳 |           |      |           |      |      |           |      |      |           | ○    |      |           |      |      |           |      |
| 1959.4.2～<br>1960.4.1 |             |           |      |           |      |      |           |      |      |           |      | ○    |           |      |      |           |      |
| 1960.4.2～<br>1961.4.1 |             |           |      |           |      |      |           |      |      |           |      |      | ○         |      |      |           |      |
| 1961.4.2～<br>1962.4.1 | 年金支給<br>65歳 |           |      |           |      |      |           |      |      |           |      |      |           |      |      |           | ○    |

注1；○は定年年齢に達する年度を示す。

注2；※の年度は、定年退職者がいない。

- ・退職手当については、人事院が10月以降「水準」についての調査。（5年に一度）

※ 5年前の調査結果は、「公務 29,601 千円に対して民間 29,802 千円となり、民間の退職給付総額が公務を 201 千円（0.68%）上回っている。また、公務における退職給付のうち、共済職域分は 2,214 千円であることから、これが廃止された後の較差でみると、2,416 千円（8.82%）民間が上回る」（2006.11）



## 9. 定年制延長にむけたたたかひの課題

### ① 要求の基本は公務・民間の定年年齢延長の実現、希望者全員の雇用確保

民間では、06年の雇用安定法の改正以降も、定年年齢を引き上げた企業は13.9%にとどまり、8割以上が継続雇用制度。こうしたもとで、定年年齢延長に反対する財界がねらう総人件費削減、不安定雇用の拡大を許さず、定年年齢の延長を基本にした制度の実現を求める。

### ② 生計費原則にもとづく賃金要求をかけた、高齢者に対する賃下げに反対する

民間における継続雇用時の就業形態では、嘱託・契約社員が79.4%、パート・アルバイトが18.2%となっており、正社員は2割程度。こうした雇用形態により、定年後の賃金が引き下げられ、それを根拠にして、人事院の「意見の申出」では、「年間給与を60歳前の70%」としている。

賃金・労働条件の一方的な引き下げを許さず、生計費原則を満たす公務・民間労働者の賃金水準の維持を求めていく。

### ③ 退職手当の改悪許さず、改善を求める

- 1) 在職中の最高給料月額を基本に、退職時までの経験年数をすべて反映すること
- 2) 現行法の5条適用の基準に加え、60歳以降の退職者はすべて5条適用とすること
- 3) 現行の早期退職に伴う退職手当割増制度を維持するとともに、60歳以降の定年前退職に対する割増率を大幅に加算すること、などを求める。

### ④ 働き続けることができる職場環境を整備させる

長時間労働が常態化している公務職場においては、65歳まで働き続けることそのものに大きな困難がある。そのため、高齢者の能力をいかせる職種の開発、加齢により就労が困難な職種の考慮、短時間勤務制度の拡充、短時間勤務者の定数外措置の徹底などを要求していく。

### ⑤ 年金制度の改悪を許さず、拡充を求める

野田政権がねらう「一体改革」のなかで、65歳支給にとどまらず、年金の支給開始年齢をさらに引き上げることまで検討されている。消費税増税と一体でねらわれている年金制度の改悪を断じて許さず、年金の拡充を政府に求める。

とりわけ、公務・民間ともに、現時点でも60歳以上の雇用確保にむけた法整備さえも実現していないもとで、来年にひかえた年金支給開始年齢の段階的繰り延べの「緊急凍結」も視野に、政府に真剣な検討をせまる。

以上